

## 議案第 47 号

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例（平成18年つくばみらい市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) すこやか福祉館

ア 大研修室

イ 多目的ルーム

ウ 福祉団体活動室

エ 教養娯楽室

オ 介護教育室

第3条に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月1日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

きらくやまふれあいの丘に新たな付加価値を創出する取組を行うにあたり、施設の範囲を整理するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例(平成18年つくばみらい市条例第58号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(施設)</p> <p>第3条 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘(以下「きらくやまふれあいの丘」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) <u>すこやか福祉館</u></p> <p>    <u>ア 大研修室</u></p> <p>    <u>イ 多目的ルーム</u></p> <p>    <u>ウ 福祉団体活動室</u></p> <p>    <u>エ 教養娯楽室</u></p> <p>    <u>オ 介護教育室</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設</u></p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘(以下「きらくやまふれあいの丘」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) <u>すこやか福祉館</u></p> <p>    (新設)</p> <p>    (新設)</p> <p>    (新設)</p> <p>    (新設)</p> <p>    (新設)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>    (新設)</p>